

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六十三号

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四の四の項中

健康福祉局保健医療部健康対策課	健康福祉局保健医療部健康対策課出納員
健康福祉局保健医療部健康対策課	健康福祉局保健医療部健康対策課出納員
健康福祉局社会福祉部地域福祉課	健康福祉局社会福祉部地域福祉課出納員

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。